合同会社 Leaves
放課後等デイサービスすみれ
放課後等デイサービスすみれ e-class

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取り組みが行われ、令和元年(2019)年 10 月の消費税引き上げに伴う改定において「人材確保のための取り組みをより一層推進するため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員のさらなる処遇改善を進める」とされ、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

A. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること
B. 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数取り組みを行っていること。
C. 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通した「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、公表いたします。

特定処遇改善加算　見える化要件

区分	取り組み
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な面談の機会の確保。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフト短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規社員か正規職員への転換制度の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減